

3面からのつづき【お知らせ】

傍聴してみませんか

- 環境審議会の傍聴(オンライン)
日 1月29日(木)午後2時~3時30分
申 区HPからオンライン手続き
1月15日まで
問 環境政策課
☎ 6432-7128 FAX 6432-7981
区HPQ | 29216



問世田谷区民健康村予約センター

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地1320
☎ 0278-52-3311 FAX 0278-52-3313



区民健康村について詳しくは、ホームページをご覧ください▶

産業情報紙「せたがやエコノミックス」を発行しています

世田谷の産業(商業、工業、農業など)に関する情報や区内の景況情報を紹介する広報

紙です。

(公財)世田谷区産業振興公社、東京商工会議所世田谷支部、世田谷区の合同で、4月号・7月号・10月号・1月号の年4回発行しています。

他 出張所・まちセンター、区政情報コーナー等で配布しています。また、「Setabiz(セタビズ)」(二次元コード)でも公開しています。

問(公財)世田谷区産業振興公社
☎ 3411-6608 FAX 3412-2340

令和8年度(2026年度)
区民健康村宿泊モニター

- 対 令和8年(2026年)4月1日~9年(2027年)3月31日の任意の日程で現地へ行ける方(ふじやまビレジに1回宿泊(1泊2日))
他 交通費自己負担。
申 問へハガキ・FAX(記入例3面) 12月31日(消印)まで 選考4組 ※応募者全員に調査票を送付し、提出された内容に基づき決定。

条例等の公布方法を変更します

条例・規則の公布や公告等は、これまで本庁舎の門前掲示場に紙で掲示する方法で行ってきました。電子化推進のため、1月5日から区HPで電子データを公開する方法に変更します。

引き続き、区政情報センターや総合支所区政情報コーナーでは、紙で閲覧することができます。

問区政情報課 ☎ 5432-2089 FAX 5432-3007

休業します

- 二子玉川緑地運動場
野球場C面・少年野球場A面
2~3月 施設保守点検のため
- 千歳温水プール
1月13~17日 施設保守点検のため



世田谷区第四次住宅整備後期方針(素案)にご意見をいただきました

9・10月に実施した意見募集では、5人の方から計18件のご意見等をいただきました。
主なご意見等と区の考え方をお知らせします。

主なご意見等	区の考え方
区外流出が多い子育て世代を世田谷区に引き留める方策が強く必要と考える。特に区税収入に直結する、中間所得層の勤労者世帯に焦点を当てた施策が必要である。	子育て世帯や中間所得層など、区内に居住継続意向があるにもかかわらず転出せざるを得ない世帯への支援については、課題として認識しています。今後、様々な角度から適切な施策を検討し、実行していきます。
空き家対策について、一人暮らしの高齢者が高齢者施設に入居する直前あたりから区が動けるような仕組みづくりをしてほしい。	空き家等は私有財産であるため、所有者等が自ら適切に管理し、自己利用や売却、賃貸等により活用していくことが基本となります。 そのため、空き家になる前の対策として、単身高齢者で持ち家に住んでいる方が、家じまいについて考えるきっかけとなるよう、各種セミナー、専門家による相談など、「せたがや“家”的終活」を活用し、住まいに係る知識を学べる身近なコンテンツの普及啓発を進めています。

意見募集の結果は、区HP、住宅課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー・くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、図書館でご覧になります(ご意見等を反映した案は、令和8年(2026年)2月からご覧いただける予定です)。いただいたご意見等を踏まえ、令和8年(2026年)3月に計画を策定する予定です。

区HPQ | 26561



問住宅課 ☎ 5432-2498 FAX 5432-3040

税・保険・年金

税金 国保・高齢者医療 介護保険 年金

65~74歳で一定の障害がある方へ

申請により後期高齢者医療制度に加入できる場合があります。加入する場合、社会保険などの健康保険を脱退する必要があります。

- 対 ●身体障害者手帳1~3級・4級の一部(下肢障害4級1号(両下肢の全ての指を欠くもの)、下肢障害4級3号(1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)、下肢障害4級4号(1下肢の機能の著しい障害)、音声・言語機能障害)
●東京都愛の手帳(療育手帳)1・2度 ●精神障害者保健福祉手帳1・2級 ●障害年金1・2級

医療機関等での自己負担の割合~住民税課税所得をもとに判定します

判定基準	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	3割
次の①②を満たす場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が …被保険者が1人=200万円以上 …被保険者が2人以上=合計320万円以上	2割
●同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合 ●前記①を満たすが、②は満たさない場合	1割

※住民税非課税世帯の方は1割負担です。

他 保険料は所得により異なります。

問国保・年金課後期高齢者医療 ☎ 5432-2390 FAX 5432-3005 区HPQ | 334